原子力災害における新型コロナウイルス感染症対策 ガイドライン

(第1版)

令和2年8月

内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(地域防災担当)福井エリア地域担当 福井県

目 次

はじめに		2
1.	広域避難における全般的な対応【避難元および避難先市町、県等】	3
2.	PAZおよびUPZ内の一時集合施設、指定避難所における対応【避難元市町】	4
3.	バスの車内における対応【避難元市町およびバス事業者】	7
4.	安定ヨウ素剤の緊急配布における対応【避難元市町】	9
5.	避難退域時検査および簡易除染における対応【県】 1	0
6.	UPZ外の避難所における対応【避難元および避難先市町、県】	1
7.	感染症対策の資機材整備【県および避難元市町】 1	3
8.	関係リンク 1	3

はじめに

新型コロナウイルス (COVID-19) 感染症がまん延するなかで、原子力 災害が発生した場合には、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先に対応することが求められます。このため、感染者や感染の疑いのある者を含め、感染拡大・予防を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行うこととなります。

新型コロナウイルス感染症の流行下における原子力災害時の防護措置については、内閣府(原子力防災担当)通知*1や広域避難計画(緊急時対応*2)に基づき対応することとなりますが、住民等への対応を行う避難元および避難先市町、県、バス事業者等の職員が特に留意すべき感染症対策について、広域避難の対応場所ごとにガイドラインとしてとりまとめましたので、本ガイドラインを参考に、関係機関の協力を得て、広域避難における避難先および避難過程での感染防止対策を進めてください。

なお、内閣府においても、感染症対策の状況や訓練の実施等を踏まえ、感染症の流行下での防護措置の更なる具体化を進めているところであるため、これらの状況も踏まえ、本ガイドラインの見直し等、更なる改善を行っていきます。

- ※1 「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護 措置の基本的な考え方について」(内閣府政策統括官(原子力防災担当) 令和2年6月2日
- ※2 「高浜地域の緊急時対応」(内閣府政策統括官(原子力防災担当) 福井エリア地域原子力 防災協議会 令和2年7月30日改定)および「大飯地域の緊急時対応」(内閣府政策統括官 (原子力防災担当) 福井エリア地域原子力防災協議会 令和2年7月30日改定)

1. 広域避難における全般的な対応【避難元および避難先市町、県等】

広域避難の対応を行う市町職員等の職員が住民と接する際には、常に飛 沫感染や接触感染の危険性があることに注意が必要です。

(1) 基本的対策

職員には、マスク、フェイスガード、手袋などの防護具を装着させるなど、 安全面の配慮を十分に行ってください。新型コロナウイルス感染症について は、特に、接触感染のリスクを回避することが重要であることから、介添え 時などにおいて感染リスクのある場所を触った場合には手袋を交換する等 の対策を行ってください。

(2) 住民への周知

住民に対しては、避難等の際に、事前の検温の実施、マスクの着用など の必要な感染症対策について事前に広報を行ってください。

なお、UPZ内の住民に対しては、避難の際に安定ヨウ素剤の緊急配布 および避難退域時検査についても併せて周知してください。

(3) 陽性患者への対応

福井県においては、これまで、新型コロナウイルス感染症の陽性患者はすべて医療機関(感染症指定医療機関等)や療養施設(ホテル、公共施設等)で入院・療養されていることから、ここでは、一時集合施設や避難所に避難する住民については、陽性患者を対象外とし、感染の疑いがある者および濃厚接触者(以下「感染疑い者」という。)と、それ以外の者に分類し、必要な対応を整理しています。

このため、陽性患者が入院・療養する医療機関や療養施設が30km圏内に入る場合は、患者を速やかに(放射性物質放出前に先行して)圏外の施設等に搬送することとし、一般住民と同じタイミングでの広域避難は行わないこととします。

2. PAZおよびUPZ内の一時集合施設、指定避難所における対応【避難元市町】

一時集合施設では、バス避難を行う住民が避難開始まで一時的に滞在する場合と、自然災害による家屋の倒壊等により自宅等での屋内退避が困難な住民が一定期間滞在する場合があります。

基本的には、「新型コロナウイルスに備えた避難所運営の手引き」(福井県令和2年5月19日策定 以下「県避難所運営手引き」という。)および内閣府(原子力防災担当)通知に基づき対応してください。

(1) 基本的対策

- ・避難等を開始する前に、自宅等において、検温等の体調確認を実施してもらうよう、住民に周知する。
- ・マスクの着用確認、手指消毒の実施(未着用の住民にマスクを配布)。
- ・検温結果等に基づき、感染疑い者とそれ以外の者を分離(別部屋で隔離できない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保した上で間仕切り等を設置し、 飛沫感染を防止)。
- ・感染疑い者については、管轄の保健所に連絡し、その指示に従う(保健所の連絡先は、県避難所運営手引き P. 18を参照)。

(2) バス避難までの一時的な滞在の場合の対応

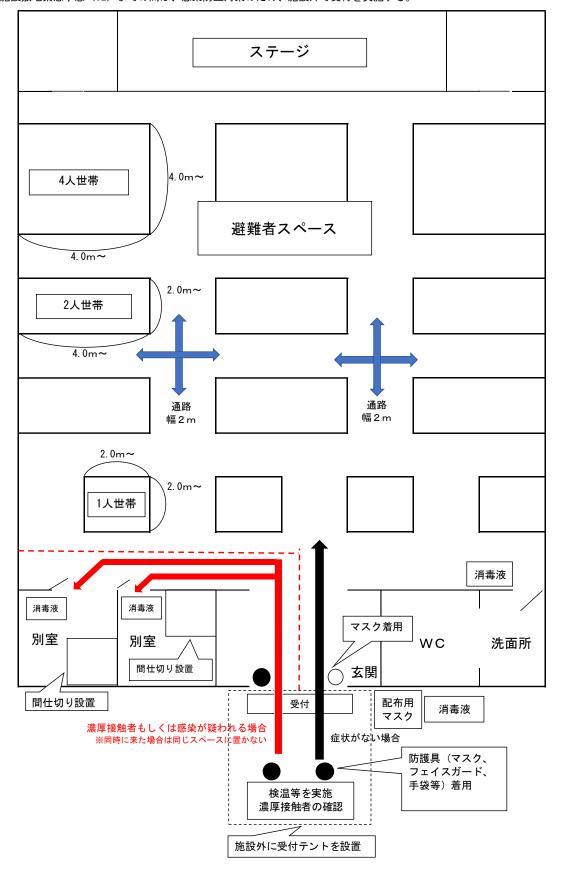
- ・密集を避ける観点から、バスによる避難を迅速に実施する。
- ・バスへの乗車の際は、間隔を空けて整然と乗車させる。

(3) 住民が一定期間滞在する場合の対応

- (共通事項) 床に養生テープ等で1人当たり4㎡以上のスペースを確保(平 常時から実施しておくことが望ましい)。
- ○施設敷地緊急事態(SE)までは、施設外に受付を設置し、入館の前に検温(自宅等で既に実施している場合は、検温実施時間および結果を確認する。以下「検温等」という)を実施。併せて、濃厚接触者かを確認。
- ○全面緊急事態(GE)以降は、放射性物質が放出される可能性があるため、 被ばくリスクを考慮し、受付を施設内に移動する。受付で密にならないよ うにサーマルカメラを使用するなど、施設内で迅速に検温等を実施する。 また、被ばくリスクを考慮し、屋内退避中(屋内退避の指示が出されてい る間)は原則換気を行わない。
- ・放射線防護対策を実施している施設では陽圧化装置を稼働(フィルタ換気の実施)。
- ・放射線防護対策がなされていない指定避難所において密集を避けることが 困難な場合には、UPZ外の避難所へ避難する(避難先は、県災害対策本 部が関係市町と調整を行う)。

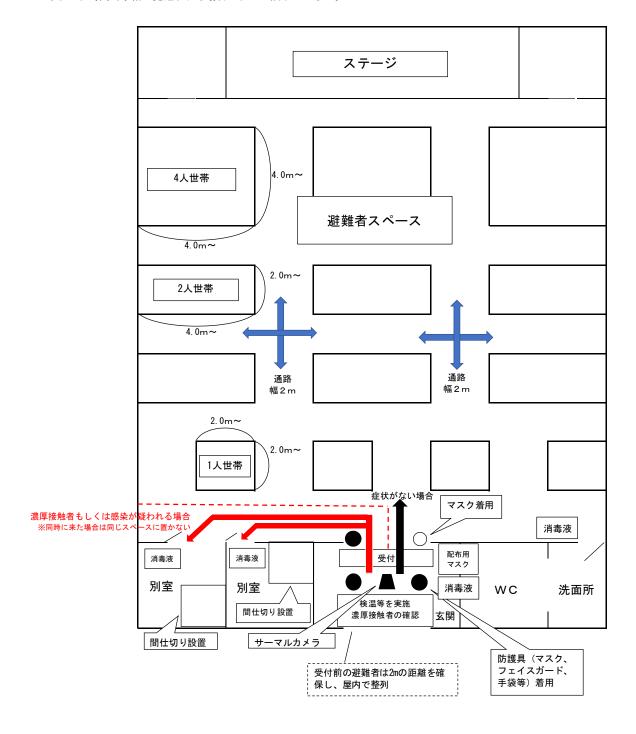
【一時集合施設等レイアウト例 (SEまで)】

※施設敷地緊急事態(SE)までの間は、感染防止対策のため、施設外で受付を実施する。



【一定期間滞在する場合の一時集合施設等レイアウト例 (GE以降)】

※全面緊急事態以降 (GE) は、放射性物質が放出される可能性があるため、被ばくリスクを考慮し、受付を施設内で実施するとともに、屋内退避中は原則換気を行わない (全ての窓を閉める)。なお、放射性物質が放出される事態に至るまで、時間的余裕が見込まれる場合は、この限りではない。



3. バスの車内における対応【避難元市町およびバス事業者】

バスの車内における感染症対策については、「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第3版)」(公益社団法人日本バス協会 令和2年6月19日改定) および「基本的な考え方」に基づき対応してください。

(1) 感染疑い者とそれ以外の者との分離

- ・乗車前に、検温等を実施し、感染疑い者とそれ以外の者に分類する。
- ・感染疑い者とそれ以外の者のバスを別便とする(必要台数の調整)。
- ・感染疑い者用バスは、座席をビニールシート等で被うなどの飛沫感染防止 対策を実施。

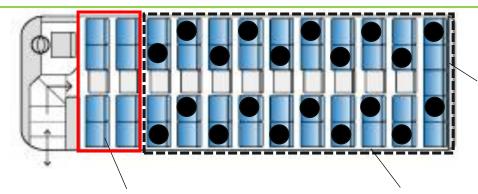
(2) 住民の感染防止対策

- ・バス車内に手指消毒液を設置し、乗車の際、手指消毒の実施とマスク着用 を確認(未着用の住民にはマスクを配布)。
- ・住民に対して、大声での会話や飲食を控えるよう協力依頼。
- ・感染疑い者を搬送するバスの車内においては、できるだけ座席を1列以上 空けるなど、人と人の距離を確保する(下記図を参照)。
- ・全面緊急事態以降に避難する場合には、被ばくリスクを考慮し、UPZ内を越えるまで、原則換気を行わない(窓を閉める等)。なお、放射性物質が放出される事態に至るまで、時間的余裕が見込まれる場合は、この限りではない。

(3) 運転手の感染防止対策

- 運転手はマスク等の個人防護具を着用。
- ・運転席の後方2列の不使用、定席数に対して半数を目途に座席の間隔を空けるなど、運転席と各座席のゾーニングを実施(下記図を参照)。

【バスの車内で間隔を空ける場合の例】



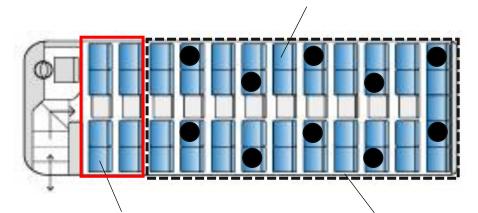
十分に座席間隔を空ける。

運転席の後方2列は使用しない。

全面緊急事態以降においては、UPZを越えるまで原則換気しない。なお、放射性物質が放出される事態に至るまで、時間的余裕が見込まれる場合は、この限りではない。

【感染疑い者を搬送する場合の例】

座席は1列置きに使用



運転席の後方2列は使用しない。

全面緊急事態以降においては、UPZを 越えるまで原則換気しない。なお、放射 性物質が放出される事態に至るまで、時 間的余裕が見込まれる場合は、この限り ではない。

4. 安定ヨウ素剤の緊急配布における対応【避難元市町】

住民への説明や配布など、住民と接触する職員については、飛沫感染防止のためフェイスガードを着用するとともに、手指の消毒を徹底してください。また、会場において、屋内での配布は極力行わないこととし、市町は県と調整の上、住民がバスや自家用車から降りずに受け取りが可能なドライブスルー方式での配布が可能な会場を優先して選定することとします。やむを得ず、一時集合施設での配布を行う場合も、検温等に合わせて、集まった住民から適宜説明し、速やかにバスへの乗車を誘導するなど、住民を一箇所に滞留させないことに注意してください。

(1) 自家用車配布における対応

- ・会場入口で避難者へ説明資料を配布し、配布場所到着までの間に資料内容を 確認してもらうよう依頼。
- 説明、安定ヨウ素剤等の配布は全て車の窓越しに実施。
- ・ポイントを絞って簡潔に説明を行い、避難者との接触時間を短くすること。

(2) バス配布における対応

- ・会場入口で避難者へ説明資料を配布し、配布場所到着までの間に資料内容を 確認してもらうよう依頼。
- ・ポイントを絞って簡潔に説明を行い、避難者との接触時間を短くすること。
- ・説明資料、安定ヨウ素剤等の配布は必ず職員が行うことし、避難者同士が 接触する機会を減らすこと。

5. 避難退域時検査および簡易除染における対応【県】

(1)職員の感染防止対策

住民検査、簡易除染等において住民と近接もしくは接触する可能性のある 職員については、飛沫感染防止のためフェイスガードを着用するとともに、 適宜手袋交換を行ってください。

(2) 感染リスクのある住民への対応

感染リスクのある住民検査・簡易除染については、テント設営等により屋外での実施が可能な会場を優先して選定するとともに、検査の順番を待つ避難者が、待合スペース等に滞留し、感染リスクが高まることがないよう、下記事項に注意が必要です。

- ・誘導員の声掛け等により、車両から降りていただく順番を調整すること(特に、バス避難の感染疑い者については、待合スペースを経由せず、 1名ずつ直接検査レーンに誘導する)。
- ・待合や検査のスペースを広く取り、十分な間隔を空けること(最低 1 m、 できるだけ 2 m)。

6. UPZ外の避難所における対応【避難元および避難先市町、県】

県内避難所における感染症対策については、「県避難所運営手引き」に基づき下記のとおり対応してください。なお、県外避難先については、避難先市町の感染症対策に従って対応してください。

(1)避難者の受入準備

- ・床に養生テープ等で1人当たり4㎡以上のスペースを確保(平常時から実施しておくことが望ましい)。
- ・受付は、施設外に設置

(2) 受付時の対応

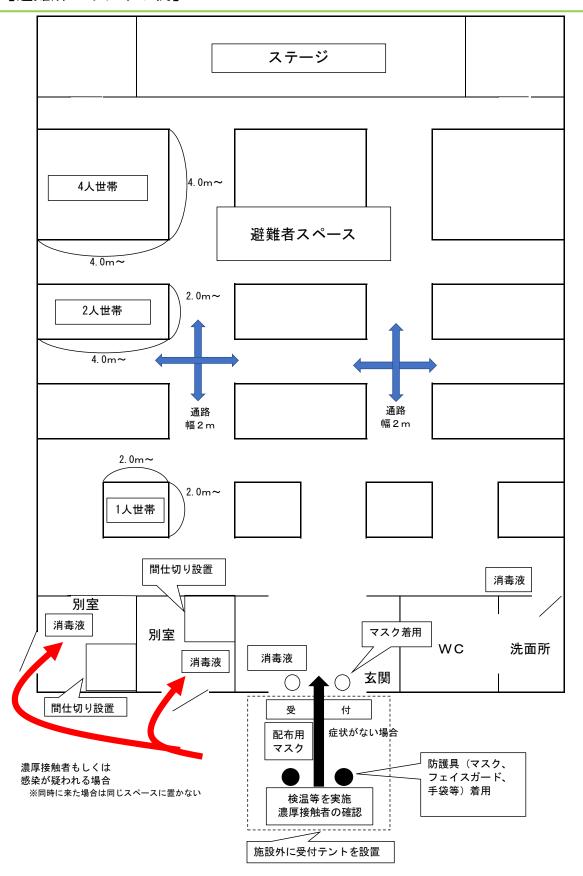
- ・入館の前に検温および問診(問診票は県避難所運営手引き別紙5を使用) を実施。
- ・マスクの着用確認、手指消毒の実施(未着用の住民にマスクを配布)
- ・問診結果に基づき、感染疑い者とそれ以外の者を施設内で分離(別部屋で隔離できない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保した上で間仕切り等を設置し、飛沫感染を防止)。
- ・感染疑い者については、管轄の保健所に連絡し、その指示に従う(保健所の連絡先は、県避難所運営手引き P. 18を参照)。

(3) 避難所運営時の対応

・定期的に換気を実施。

(4)避難所の確保

- ・必要に応じ、避難元市町は感染リスクを避けるため、車中泊による避難 (数日間)や、親戚・知人宅等への避難について住民への周知を行う。
- ・こうした避難先の分散化を図ってもなお避難先が不足する場合には、県内避難については、県が県有施設の活用や周辺市町と調整を行い、必要な避難所を確保する。県外避難については、県が、関西広域連合や国に対して必要な避難所の確保を依頼する。



7. 感染症対策の資機材整備【県および避難元市町】

避難所における感染症対策として、マスク、消毒液、非接触式体温計、間 仕切りが必要となります。県内避難所については、市町整備分と合わせて対 応済です。県外避難先については、県が順次配備を進めています。

8. 関係リンク

- ○新型コロナウイルスに備えた避難所運営の手引き【福井県ホームページ】 (https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kikitaisaku/hinan.jotebiki.html)
- ○新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について【内閣府(原子力防災)ホームページ】

(https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/sonota/sonota.html)

○高浜地域の緊急時対応、大飯地域の緊急時対応**【内閣府(原子力防災)ホ** ームページ】

(https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/keikaku/02_fukui.html)

- ○バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第2版)【公益社団法人日本バス協会ホームページ】(http://www.bus.or.jp/)
- ○原子力災害時における防災業務関係者のための防護装備及び放射線測定器の使用方法について【内閣府(原子力防災)ホームページ】 (https://www8. cao. go. jp/genshiryoku_bousai/pdf/02_genboupanfu. pdf)
- ○新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために【防衛省ホームページ】 (https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2 020covid_19_guidance1.pdf)